

令和３年度第１回富山県障害のある人の相談に関する調整委員会（議事概要）

開催日時：令和３年７月６日（火）９時３０分～１０時４５分

開催場所：県民会館 611 号室

議 題：（１）令和２年度までの取組み状況について

（２）令和２年度相談状況について

（３）令和３年度の取組みについて

（４）「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の一部改正について

委員からの主な意見

○令和２年度までの取組み状況について

- ・中学生に対するブックレットを活用して中学生に講義したことは大変良い取組みである。子どもの時代から障害者の差別をしてはいけないと伝えていくのは非常に大事であり、継続してほしい。

○令和２年度相談状況について

- ・令和２年度の相談件数が 57 件で、前年より減っている。減っているのは法律が浸透して良い環境になっているとみればよいのか、どのように数字を考察しているのか。

→（事務局）

相談が減った要因について、令和２年度についてはコロナの影響があったと考えている。それに限らず、徐々に減っているという分析で、会社・事業所に障害者の理解が少しずつ進んできているというところと地域相談員の方で地域の実情に合った対応がなされていると考えている。

・社会の側も障害者の側も気持ちよく生きていけるように、障害者は社会に参加する、社会の側も障害者を受け入れていく両方の視点が大事である。また、周りにいる支援員が適切な支援を行うこと、周りの話し合いによって、個人に合わせた対応を行うことが大切である。

○「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の一部改正について

- ・障害への合理的配慮について、わからない部分もあると思う。具体的に示してほしい。

・障害者に対する見方については、医療的な見方（健常者の社会に障害者が合わせていく）と社会的な見方（障害者の状態に社会が配慮して合わせていく）がある。法律的なことを含めると、優生保護法がなくなっても優生思想はまだ残っている。条例等により理解が深まってきているが一部深まっていかないようなところもある。それらを含めて差別が一部残っているという社会の中で環境が改まればよいと考えている。